

2025 年 11 月 吉日

お取引先各位

株式会社 浜田
大阪府高槻市真上町 2 丁目 2 番 30 号



廃棄物処理法施行規則改正に伴う契約書の対応について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

表記の件につきまして、2026 年 1 月 1 日施行の廃棄物処理法施行規則改正に伴う産業廃棄物処理委託契約書の取扱いについてご連絡いたします。今般の改正により、廃棄物の適正処理に必要な情報提供に関する新たな項目が追加されることとなりました。

つきましては、ご希望のお取引先様には下記いずれかの方法にてご対応させていただきたく存じますので、詳細を別紙ご参照のほどお願い申し上げます。この度は誠にお手数をおかけいたしますが、何卒諸事情をご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。敬具

記

- ・ 契約書の再締結
- ・ 覚書の追加締結
- ・ 合意解約の手続

本件につきまして、ご不明な点がございましたら別紙記載の担当者までご連絡下さい。

なお、別紙記載の内容は弊社の調査、解釈となります。法律の解釈につきましては弊社でご回答いたしかねますので、お手数ですが環境省または管轄行政へお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

以上

●法改正に伴い、行わなければならないこと

①契約書へ条項追加

契約書内の適正処理に必要な情報の提供に下図第3条第1項キの内容を追加することが必要です。※1
弊社のひな形も順次変更させていただいております。

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。
 - ア. 産業廃棄物の発生工程（安定型産業廃棄物に限り情報提供を不要とする）
 - イ. 産業廃棄物の性状（性状とは「液状」、「泥状」、「固形状」、「繊維状」等の物性をいう。）及び荷姿
 - ウ. 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ. 混合等により生ずる支障
 - オ. 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ. 石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
 - キ. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第1種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
 - ク. その他取扱いの注意事項

②排出事業者が条件を満たす場合には処理委託先へ情報提供をすること

1. 化管法に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者であること。※2

2. 処理委託する産業廃棄物が同法に定める第一種指定化学物質が含まれるまたは付着していること。※3
→上記2つを満たす場合、当該物質の名称及び量又は割合を処理委託先へ伝達することが必要となります。

●契約書対応のタイミングについて

契約書への条項追加が必要となるタイミングについて以下の通りご案内いたします。

①新しい契約の場合

2026年1月1日以降に締結または開始される新しい契約については、条項の追加が必須となります。

②既に締結済みの有期契約の場合

2025年12月31日以前に締結及び開始され、自動更新の定めがない有期契約については、原則として条項の追加は不要です。

③既に締結済みの自動更新の定めがある契約の場合

自動更新の定めがある既存契約については、2026年1月1日時点での変更に関して経過措置が適用されます。

ただし、2026年1月1日以降に自動更新を迎えるタイミングで、本改正に対応した内容への変更を推奨いたします。（現時点では明確な公式通知がないため、貴社にてご判断いただく必要があります）※4

<注釈>

※1 廃棄物処理法施行規則第8条の4の2 第6項

https://laws.e-gov.go.jp/law/346M50000100035/20260101_507M60001000015#Mp-At_8_4_2

※2 第一種指定化学物質等取扱事業者

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/3.html

※3 第一種指定化学物質

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/2.html

※4 官報 令和7年4月22日2ページ目附則第二条（委託契約に含まれるべき事項に関する経過措置）

<https://www.kanpo.go.jp/old/20250422/20250422h01450/20250422h014500002f.html>

●ご契約いただいているお取引先様へ

前ページ、「●契約書対応のタイミングについて」内「③既に締結済みの自動更新の定めがある契約の場合」の契約書に対してお手続きをご希望のお取引先様は下記ご記入のうえ、お手数ですがメールをお送りください。

内容を確認させていただき、担当より順次ご連絡いたします。

なお、ご依頼を多数いただくことが予想されるためお時間要しますことをあらかじめご了承ください。

貴社名	
ご担当者様名	
メールアドレス	
電話番号	
ご希望内容 (○をつけてください)	①契約書まき直し（再契約） ②既存の契約に覚書を追加締結 ③合意解約の手続き（合意解約覚書の締結）
連絡事項	

【メール送信先】

株式会社浜田 オペレーションセンター 契約担当

TEL:0120-600-560 メール : oc-a@kkhamada.co.jp

以下余白